

# ITOSHIMACITY INFORMATION

糸島市公式ホームページで詳細情報を公開しています。  
<http://www.city.itoshima.lg.jp>

## 相談室だより

「3歳児神話」・「母性神話」からの解放 ～さんかく情報局～

問い合わせ

糸島市人権政策課 ☎(332) 2075

糸島市公式HPより [相談室](#) [神話](#) [検索](#)

**神話とは**

「3歳までの育児は母親の責任」「子どもを産む女性には育児の適性を持っている」「など、これらは「3歳児神話」「母性神話」といわれるものです。まるでその事が真実であるかのように思い込まされているのです。

**神話に苦しむ母親たち**

「神話」とらわれ育児責任を負わされ苦しい思いをしている母親がたくさんいます。いまだに「3歳まで母親が育児に専念すべき」という考えを多くの母親たちが信じて、仕事を辞めて一生懸命育児に励んでいる人もいます。「私が立派に育てなければ」と全力を投じるほど育児は辛くなつていき、思いどおりにならない子どもに対し、「こんなに私が頑張っているのに、なぜこの子はそれに応えてくれないの!」などと思ってしまうがちです。些細なことで苛立

ち、余裕をなくして虐待に近い対応を繰り返している場合もあります。

**育児は社会全体で**

確かに子どもの成長には愛情が不可欠です。それは母親だけの愛情ではなく、父親や祖父母、保育士などさまざまな人も同じです。父親や家族の理解と育児への参加、職場の育児支援などで育児を分担し、働いている母親もたくさんいます。子育ては、単に女性だけの問題ではなく、就労環境や保育環境の改善など、広く社会の問題として取り組む必要があります。

子育てや自分の生き方に悩んでいる人は、一人で悩まないでください。

●電話相談：いとしま女性ホットライン

●面接相談：女性の心理カウンセリング（木曜日・要予約）

（電話相談および面接予約）☎022(2)2845

## ふくおか・まごころ駐車場の運用開始 身体障がい者用駐車場の適正な利用をお願いします

問い合わせ

糸島保健福祉事務所社会福祉課 ☎(322) 1449

糸島市障害福祉課 ☎(332) 2073

糸島市公式HPより [まごころ駐車場](#) [検索](#)

2月15日から福岡県内の一部の公共施設などに設置されている身体障がい者用駐車場の運用が変更になります。

これは、身体障がい者用駐車場の適正利用を図る目的で実施されます。（糸島市内の主な駐車場は表1のとおり）

ふくおか・まごころ駐車場に駐車する場合は、事前に申請して利用証の交付を受けましょう。対象者の状態により申請時に必要な物が異なりますので、詳しくは糸島保健福祉事務所社会福祉課へお尋ねください。

**対象者**

障がい者・高齢者・妊産婦・難病患者・けが人など（詳細は表2のとおり）

**利用証の発行場所**

糸島保健福祉事務所（福岡県糸島総合庁舎2階）

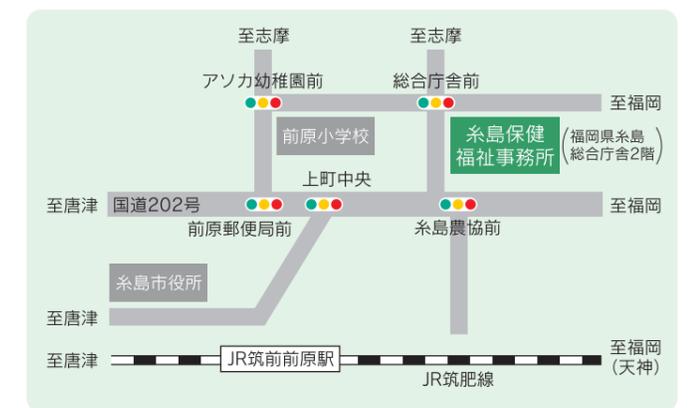
※市役所ではありませんのでご注意ください。

表1 市内の主な駐車場設置場所

施設名	設置数
糸島市役所 本庁舎	2
糸島市役所 志摩庁舎	2
糸島市役所 志摩第二庁舎	1
糸島市役所 二丈庁舎	3
糸島市立 伊都国歴史博物館	2
糸島市健康福祉センター あごら	2
糸島市健康福祉センター ふれあい	4
糸島市高齢者福祉施設 二丈苑	1
糸島市介護予防センター はつらつ館	3
糸島市 シニアプラザ	1
糸島市男女共同参画センターラポール	1
糸島市人権センター	2
曾根体育館	1
糸島市立波多江公民館	1
糸島市立東風公民館	1
糸島市立前原公民館	4
糸島市立南風公民館	1
糸島市立加布里公民館	1
糸島市立一貴山公民館	1
糸島市立深江公民館	1
糸島市立福吉公民館	1
糸島市立可也公民館	1
糸島市立桜野公民館	2
糸島市消防本部	1

表2 ふくおか・まごころ駐車場の利用対象者一覧

利用対象者	障害区分	対象等級	
身体障がい者	視覚障害	4級以上	
	聴覚または平衡機能障害	聴覚障害	3級以上
		平衡機能障害	5級以上
	肢体不自由	上肢	2級以上
		下肢	6級以上
		体幹	5級以上
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	2級以上
移動機能		6級以上	
内臓の機能障害		4級以上	
知的障がい者	療育手帳の障害の程度「A」		
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳の障害等級1級		
高齢者	介護保険の要介護状態区分「要介護1」以上		
難病患者	特定疾患医療受給者・小児慢性特定疾患医療受給者		
妊産婦	妊娠7か月から産後3か月まで		
けが人	1年以内の車いす、杖などの補装具などの使用期間		



## 平成24年春季火災予防運動

3月1日(木)～3月7日(水)

問い合わせ

糸島市消防本部予防課 ☎(322) 4222

糸島市公式HPより [春季火災予防運動](#) [検索](#)

**この運動は、これから**

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、3月1日(木)～7日(水)の1週間、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、火災による死傷者を減少させ、貴重な財産の損失を防ぐことを目的として実施します。

**「消したはず、決めつけしないでもう一度」**

(平成23年度 全国統一防火標語)

**実施機関**

糸島市糸島市消防本部(署)・糸島市消防団

**重点目標**

- ・住宅用火災警報器の設置促進
- ・放火火災、連続放火火災の防止
- ・住宅防火のちを守る7つのポイント
- ・3つの習慣

寝たばこは、絶対やめる。

**4つの対策**

- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類からの火災を防ぐために、防災品を使用する。

火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器を設置する。

・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制を作る。

※詳しくは、糸島市消防本部予防課へお問い合わせください。



火災の原因となる行為は厳禁です